

## ▶ Vietnam Practice Team Newsletter

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニュースレターを隔月でお届けしています。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC) と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

## ベトナムへの投資をめぐる登録申請実務 — ワンストップ制度の運用開始について

| Page 1/2 |

2017年10月 No.VNM\_007

### はじめに

ベトナムにおいても、日本同様、法人の設立から事業遂行の過程における事業目的・資本金額の変更といった多様な場面で、当局への登録(変更)申請が必要となる。しかし、行政上の登録申請手続きは、法令で定める期間よりも実務的に時間を要することが多く、外資の呼び込みに意欲的なベトナム政府にとって、登録申請に係る実務の改善が重要な課題となっている。

そのような状況の中、今回は2017年4月18日付で計画投資省から登録申請手続きの負担を軽減することを目的として発布された「投資登録及び企業登録に関する手続きを処理する際の連携制度」(以下「ワンストップ制度」という。)の指針となる02号通達/2017/TT-BKHDT(以下「02号通達」という。)について解説する。

### 登録申請手続きに関する概要

まず初めに、日系企業がベトナム現地法人を設立し、事業を遂行していくことを念頭に、ベトナムにおける法人設立手続きの概略を解説する。

外国投資家がベトナム現地法人を設立するに当たっては、原則として投資登録証明書(以下「IRC」という。)及び企業登録証明書(以下「ERC」という。)を取得しなければならない。IRCが投資プロジェクトに対する許可であるのに対して、ERCは企業の登録証としての性質を有するといえる。

IRC及びERCの申請先は、工業団地内への現地設立の場合といった例外を除き、地方人民委員会の計画投資局となる。申請書受領から発行までの法定期間は、IRCでは15日、ERCは3営業日とされている。

しかし、これらの発行、特にIRC発行については冒頭でも指摘したとおり遅延が生じることが実務上少なくない。なぜなら、投資プロジェクトの性質上、関係省庁間の調整に時間を要するような場合の他、法令上は求められていない追加書類の提出要求を受け、日本側での書類準備に時間を要するなど、不測の事態が発生するからである。

要求される追加書類の具体例としては、設立済法人の事業ライセンス追加の事案が挙げられる。あるケースでは、当該新規事業に関連する契約書について、当該事業所轄省庁からは、実際の事業オペレーションまでに関連する契約書を締結の上用意すれば足りるとの見解が出されているにもかかわらず、申請窓口となる計画投資局の担当官からは、法人設立時点における提出を求められる事があった。

このような問題が発生する一方で、当局も法定期間の遵守には配慮しており、IRC発行の法定期間内に手続きの完了が見込まれない場合には、一度申請を取り下げた上、再度申請を行うよう求められることもある。



### ワンストップ制度(02号通達)の概要

従前、法人設立、法人登録情報変更に当たっては、IRCについては投資登録機関で、ERCについては事業登録機関で、一方の取得後に他方を取得する必要があった。これに対して、ワンストップ制度は、投資登録機関及び事業登録機関間の連携体制を高めることにより、IRC及びERCのワンストップ発行申請を可能にすることを主眼とするものである。

ワンストップ制度について規定した02号通達は、2017年6月15日より発効され実際の運用が始まっており、適用対象は、後述のとおり定められている。

なお、外国投資家は、02号通達発行の後においても、02号通達に定めるワンストップ制度に基づかず、投資法及び企業法に従って各手続きを実施することを選択することもできる。

### ワンストップ制度の適用対象

ワンストップ制度の適用対象は以下のとおりである。

- 会社設立の形態で投資する場合
- 既存企業への出資又は株式取得によって投資を行う場合
- 以下の事項について、企業登録情報及び投資登録情報の両方を変更する場合
  - (i) 投資プロジェクトの事業内容及び目的
  - (ii) 会社の本店の住所及び投資プロジェクトの所在地
  - (iii) 会社の定款資本金及び事業への出資金
  - (iv) 社員、当該会社の設立株主及び外国人投資家である株主に關する情報並びにIRC上の投資家に関する情報を含む。

## 関係書類の提出

### (1) 申請窓口

- ・会社設立に際し、投資家は、IRC 及び ERC に関する申請書を併せて投資登録機関に提出する。
- ・企業登録情報と投資登録情報の両方を変更する場合、外国資本企業は、事業登録機関に ERC 及び IRC 変更の申請書を併せて提出する。

その後、投資登録機関及び事業登録機関は互いに連携し、該当する結果を交付する。

### (2) 申請書類の簡略化

ワンストップ制度において、IRC 及び ERC に関する2つの登録関係書類に重複がある場合、投資家は、以下の書類のうち、一部のみを提出することで足りる。重複書類の提出が不要となることで、書類の認証費用についても削減効果を見込むことができる。

- (i) 投資家が個人である場合、パスポート又は個人識別書類
- (ii) 投資家が組織である場合、設立決定又は設立証明書
- (iii) 投資登録申請若しくは企業登録申請又はその両方に関する手続きを行う権限を投資家から付与された者への投資家による委任状



## 最後に

ベトナムへの外資参入は増加の一途をたどっているが、参入に伴う手続き面では、外国投資家にとって判然としない面が少なからず存している。

今回のワンストップ制度の運用開始をきっかけとして、投資手続きに関する実務面での改善が進み、ビジネス発展がより容易になることに期待したい。

## Contacts

### HANOI / HO CHI MINH CITY



> View Profile

三浦 康晴 (アソシエイト)  
ベトナム登録外国弁護士  
M&Aや一般企業法務と共に、ベトナム・ロシアといった新興国進出案件に携わってきました。2017年2月よりAPACのハノイオフィスに出向し、日系企業進出、国際取引、紛争解決等の分野で幅広く活躍しています。

> View About | Vietnam Practice



> View Profile

鈴木 由里 (パートナー)  
第二東京弁護士会

法制度調査、クロスボーダー M&A、国際金融取引、海外進出、コンプライアンス、国際通商等の渉外業務の実務経験を豊富に有するほか、近時では、IoT・ビッグデータ・人工知能等を利用した新規事業の法的サポートを行っています。



> View Profile

二本松 裕子 (パートナー)  
第二東京弁護士会

ベトナムプラクティスマンパーとして、主に、インフラ整備・プロジェクト関係・紛争解決等を担当しています。



> View Profile

上東 亘 (アソシエイト)  
第二東京弁護士会

日本で弁護士実務を経験した後、2012年9月から約2年間、ハノイ法科大学内で教鞭をとりました。2015年3月よりAPACのハノイオフィスに出向してクロスボーダー法務、M&A、労働法務、紛争解決等の分野で幅広く活躍し、その経験を活かして、現在は東京から日系企業のベトナム出をサポートしています。



> View Profile

戸松 夏子 (アソシエイト)  
東京弁護士会

2013年8月よりAPACのホーチミンオフィスに出向していました。ベトナムでは、クロスボーダー法務、M&A、一般企業法務、倒産処理、労働事件等の分野で幅広く活躍し、その経験を活かして、現在は東京から日系企業のベトナム進出支援をサポートしています。

お問合せ先

E-mail: aandsvietnam@aplaw.jp

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、瀧美坂井法律事務所・外国法共同事業（「瀧美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も瀧美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も瀧美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せず瀧美坂井の弁護士にご相談ください。